

**千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業参加申請書
(妊娠性温存療法分)**

千葉県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな			妊娠性温存療法を受けた者との関係						
	氏名									
	生年月日 ・性別	年	月	日	生	男	・	女		
	住所	〒 -								
	電話番号			患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。登録出来ない場合、理由を下欄に記載						
患者アプリ番号を登録出来ない理由										
妊娠性温存療法を受けた者 (申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな									
	氏名									
	生年月日 ・性別	年	月	日	生	()	歳	男	・	女
	住所	〒 -								
電話番号	- -									
妊娠性温存療法研究促進事業(妊娠性温存療法分) の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)				1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は千葉県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }						
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか				はい · いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません						
添付書類 (添付したものに□)	全員必須	<input type="checkbox"/> 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書 (妊娠性温存療法実施医療機関) (様式第1-2号) <input type="checkbox"/> 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第1-3号) <input type="checkbox"/> 住民票(原本)…発行から3か月以内。個人番号の記載不要。 <input type="checkbox"/> 領収書(原本)…領収金額内訳証明書にあるもの全て。※原則、明細書も添付 <input type="checkbox"/> 通帳等の写し…振込先の金融機関名・支店名・口座番号等が確認できるもの。								
	胚(受精卵)凍結の場合	<input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類 ・法律婚の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ・事実婚の場合 <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 両人の住民票 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書 (様式1-5号)								
	院外処方、 他医療機関 で支払いが ある場合	<input type="checkbox"/> 費用と治療内容が分かる領収書の原本及び治療明細書 または、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る領収 金額内訳証明書(妊娠性温存療法実施医療機関の連携機関) (様式1-4号) ※様式第1-2号の領収金額が助成上限額に達していない場合のみ								
振込先 (申請者名義)	フリガナ							支店名	支店	
	口座名義			金融機関名						
	口座種別	普通	・	当座	口座番号					
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることはできません)										
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を理解し、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法に関する研究促進事業」実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供すること。 										
年 月 日										
申請者氏名 (自署)							助成決定金額 ※千葉県使用欄			
							円			

◎注意事項

- 1 妊�性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、千葉県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊娠性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適応外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊娠性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 6 助成回数は、合計2回までです。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を、指定医療機関とは異なる機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1-4号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第1-2号及び様式第1-3号及び様式第1-4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 妊�性温存療法に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することができます。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。□

郵送先

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁 健康づくり支援課 がん対策班
妊娠性温存助成担当

問合せ先

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 がん対策班
電話：043（223）2402・2686